

子どもを健やかに育むために

児童虐待は、子どもの人権を侵害し、時としてその命を奪うなど、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。虐待から子どもを守るためには、早期発見、早期対応が重要です。

◆子育てを一人で抱え込まないで

養育や育児に関する悩みなどを誰にも話せず一人で抱えていませんか？どんなことでも構いません。お気軽にご相談ください。

◆あなたの気づきが子どもを守ります

虐待を受けている子どもは、自分から「助けて」とは言えません。「虐待かな？」と思ったら、迷わずご連絡ください。



身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、家の外に締め出す など

ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする など

心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV) など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

相談・通告先は、子育て支援課(2階) ☎(20)1573、FAX(20)1610、
子育て家庭相談室 ☎(23)5500、
児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(イチハヤク)へ。

主な内容

- ◆定期的な受診があなたの命を守ります(P2~3)
- ◆生活習慣病予防のための
特定健康診査を受診しましょう(P4~5)
- ◆狂犬病予防注射を忘れずに!
集合注射を実施します(P6)
- ◆防犯カメラを新設しました(P7)

今月の日曜開庁	4月28日(日)	8時30分~17時15分	市民課(2階) ☎(20)1502 市民税課(2階) ☎(20)1577 収税課(2階) ☎(20)1578 本納支所(ほのおか館内) ☎(34)2111
証明書等交付時間を延長	毎週水曜日	19時まで	市民課(2階) ☎(20)1502

※一部取り扱えない業務もありますので、詳しくはお問い合わせください。